

社会福祉法人明星福祉会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人明星福祉会定款（以下「定款」という。）第8条及び第21条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等 役員、評議員、評議員選任・解任委員会委員及び苦情対応第三者委員をいう。
- (2) 役員 定款第15条第1項の規定により置かれる理事及び監事をいう。
- (3) 評議員 定款第5条第1項の規定により置かれる者をいう。
- (4) 評議員選任・解任委員会委員 定款第6条第1項及び第2項の規定により置かれる者をいう。
- (5) 苦情対応第三者委員 社会福祉法人明星福祉会苦情対応に関する規程第6条第1項の規定により置かれる第三者委員をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員等が次の各号に掲げる業務のいずれかに従事した場合は、報酬として日額10,000円を支給する。この場合において、同日中に複数の業務に従事したときは、そのうちのいずれか一に従事したものとして取扱うものとする。

- (1) 理事会への出席
- (2) 評議員会への出席
- (3) 監事監査業務（監事を除く。）
- (4) 評議員選任・解任委員会への出席
- (5) 苦情対応第三者委員業務
- (6) 高槻市による指導監査時の立会
- (7) その他理事長が特に必要と認める業務

2 職員としての立場を有する理事に対しては、報酬等は支給しない。ただし、育児休業及び介護休業等で、職員としての給与等が支払われない場合においては、この限りではない。

(監事監査業務等報酬)

第4条 監事が定款第18条及び第32条に基づき、監事監査業務等に従事したときは、報酬として日額20,000円を支給する。

(費用弁償の支給)

第5条 役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うこと

ができるものとする。

2 役員等がその職務を遂行するために出張するときは、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を法人の旅費規程を準用して支給する。

（報酬の支給方法）

第6条 報酬は、必要な都度、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。

（公表）

第7条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

（委任）

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月14日から施行し、同年4月1日以後の役員等の従事業務について適用する。
- 2 平成27年2月17日制定の社会福祉法人明星福祉会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程は、この規程の実施をもって廃止する。